

# 仕 様 書

## 1 業務名

埋蔵文化財発掘調査重機掘削及び現場管理等業務（北6西15地区）

## 2 業務実施場所及び遺跡名

札幌市中央区北6条西15丁目3-23

C449 遺跡（北海道教育委員会登録番号 A-01-449）

## 3 業務期間

自：令和7年(2025年) 4月21日

至：令和7年(2025年) 5月30日

## 4 本市係員

- (1) 本業務実施場所における埋蔵文化財発掘作業を担当する文化財調査員を本市係員とする。
- (2) 本市係員は、本業務の履行について確認を行い、発掘作業の進行との調整を図り、本業務に対して適切な指示を行うものとする。

## 5 現場代理人

- (1) 現場代理人は、土木施工管理技士1級又は2級を有するものとする。
- (2) 現場代理人は、本市係員が計画する発掘調査が円滑に進行するよう取り計らうものとする。
- (3) 現場代理人の業務は、業務実施場所における安全管理・衛生管理・危険防止・災害防止、重機による土木作業管理、仮施設設置・維持・管理、出入口及び現場事務所等の施錠・管理、出入者の確認・報告、発掘調査器材の準備・維持・管理、雨水の排水路設置・管理とする。

## 6 業務体制

- (1) 受託者は、以下の体制により、適切な人材を確保し、書面にて届け出るとともに、現場代理人を業務場所に配置すること。 本市係員 — 現場代理人
- (2) 現場代理人は、当該業務の専任者でなければならず、作業日において業務場所に常駐することを原則とする。
- (3) 現場代理人は、作業日・作業時間以外でも、責務に基づき必要とされる業務がある場合には、業務場所に勤務しなければならないものとする。
- (4) やむを得ぬ理由で現場代理人を変更する場合には、書面にて届け出を行い、承認を得なければならないものとする。

## 7 提出書類

受託者は、契約締結後、速やかに業務実施に必要な下記の書類を提出しなければならない。なお、(3)には現場代理人と受託者の直接的な雇用関係を証明する書類及び資格証明書の写しを添付すること。ただし、それらに被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れる QR コードを含む）、生年月日が含まれる場合は当該箇所にマスキングを施すこと。また、提出書類の内容に変更が生じた場合は、その都度変更書類を提出し、承認を得ることとする。

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人指定通知書
- (3) 現場代理人経歴書
- (4) 業務工程表

## 8 作業日

- (1) 発掘作業は、令和7年(2025年)5月7日～5月23日（予定）まで行うものとする。
- (2) 発掘調査占用地内における準備作業は、令和7年(2025年)4月21日～5月6日に行うものとする。
- (3) 土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日は原則として作業を行わない。また、天候及びその他の事由で発掘作業を行わない場合がある。
- (4) 天候及びその他の事由で発掘作業を行わないときは、本市係員が現場代理人に通知する。
- (5) 土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日、及びその他作業を行わない日についても、必要に応じて受託者が現場の管理を行うものとする。

## 9 作業時間

- (1) 作業時間は、9時00分～17時00分とする。
- (2) 作業中の降雨等による作業の中断は、本市係員と現場代理人が協議して決定する。

## 10 施設・設備等

業務実施場所には、発掘作業に伴い必要となる仮囲い（下記（1））が、別途設置済みである（別添「詳細図」参照）。また、発掘調査に伴い必要となる現場事務所は、既存の平屋建て建物（下記（2））を借用する予定である（別添「位置図」参照）。これら施設・設備等の設置費、使用料及び維持費は、本業務には含まれないものとする。

### (1) 仮囲い

ガードフェンス仮囲い（H 1.8m×L 6.7m）、キャスターゲート（H 1.8m

- × L 7.2m×1組)、立入禁止標識(2枚)、工事車両出入口標識(1枚)  
(2) 現場事務所  
札幌市中央区北6条西15丁目3-38に所在する平屋建て建物1軒

## 11 業務内容

### (1) 重機掘削等業務

#### ア 掘削等業務

盛土・無遺物層の掘削及び集積

発掘発生土の集積・均し

#### イ 掘削時安全管理業務

重機稼働時の安全管理

重機等の動線確保

### (2) 現場安全管理等業務

#### ア 発掘調査区内の排水業務

雨水の処理のための排水設備設置

排水路の維持・管理

排水処理

#### イ 発掘調査区内、発生土堆積場の土埃飛散対策

発掘調査区内、発生土堆積場へのブルーシート敷設

#### ウ 発掘調査区の安全管理業務

発掘調査区内への転落防止設備設置・管理

#### エ 発掘調査器材の準備・管理

発掘調査器材(掘削用具等)の準備・維持・管理

### (3) 現場維持管理等業務

#### ア 発掘調査区域の点検・管理

仮囲いの点検・管理

安全標識看板の点検・管理

出入者及び歩車道通行者の交通安全管理

出入口の施錠・管理

出入者の確認・報告

#### イ 施設・設備等設置・管理業務

現場事務所の施錠・管理

器材庫の設置・施錠・維持・管理

## 12 仕様

別紙重機掘削等業務仕様詳細、現場安全管理等業務仕様詳細、現場維持管理等業務仕様詳細、札幌市埋蔵文化財掘削等業務共通仕様書

### 13 重機掘削等業務

- (1) 重機掘削等業務については、別紙札幌市埋蔵文化財掘削等業務共通仕様書に基づき、業務を遂行すること。
- (2) 重機等の出入りにより出入口の路床を毀損しないよう十分配慮すること。
- (3) 重機等の移動により地層への影響、調査区外への泥引きが生じないよう十分配慮すること。
- (4) 表土・無遺物層の重機掘削は、調査開始時と調査途中の計2回に分けて行う。  
重機掘削の範囲、日程については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (5) 掘削等に使用する重機は、国土交通省が指定する低騒音型・低振動型及び排出ガス対策型建設機械とすること。
- (6) 重機の搬入及び搬出日程は、本市係員と事前に協議を行い決定すること。

### 14 現場安全管理等業務

- (1) 現場安全管理等業務における雨水による発掘調査環境の悪化を防止するための排水路の設置位置については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (2) 現場安全管理等業務における転落防止設備の設置位置については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (3) 調査器材が、使用に際して不具合となった場合は、速やかに代替器材等を用意するなどして対応すること。
- (4) その他必要な物品・資材についても、本市係員と協議のうえ、準備すること。

### 15 現場維持管理等業務

- (1) 現場維持管理等業務とは、本業務で設置する施設・設備等の設置・維持・管理及び上記10に示す施設・設備等の使用に伴う日常的な管理に関わる全ての事項を含むものとする。
- (2) 発掘調査区域の安全確保のため、出入口の施錠・管理を行い、併せて出入者の確認を行い、本市係員にその報告を行うこと。
- (3) 器材庫の設置・施錠・維持・管理を行い、異常が認められた場合は、本市係員にその報告を行うこと。
- (4) 現場事務所の施錠・管理を行い、異常が認められた場合は、本市係員にその報告を行うこと。
- (5) 施設・設備等の管理には、役務費(塵芥収集費)、その他の消耗品費(トイレットペーパー、手洗用石鹸、食器洗用洗剤等)を含むものとする。

### 16 安全管理

- (1) 交通安全、災害、公害防止、防犯及び緊急時における連絡体制等については、所轄の労働基準監督署、警察署、消防署、周辺の医療機関及び緊急病院並びに道路管理者、関係官公署、地元関係者と緊密な連絡をとり、又は事前に把握し万全

を期すこと。

- (2) 作業内容・期間等について近隣住民等へ周知することとし、その内容や対象については、本市係員の指示に従うこと。
- (3) 気象情報に十分留意し、大雨・強風等の警報が発令された場合及びそれに準じた状況と判断される場合には、現場パトロールを実施し、災害等の未然防止に努めなければならない。
- (4) 業務施工中、別紙札幌市埋蔵文化財掘削等業務共通仕様書の安全管理並びに法令の遵守に係る定めを参考に、従事者、本市係員、第三者及びその財産の安全確保に努め、あらゆる事故を未然に防止するよう万全の措置を講ずるとともに、万一事故が発生した場合には、応急処置等所要の措置を講ずるとともに、遅滞なく本市係員に報告すること。
- (5) 本業務実施中に既存施設・設備等に損傷を与えた場合は、受託者の責任において復旧すること。
- (6) 発掘調査期間中の緊急連絡及び事務連絡用に携帯電話を用意し、本市係員に貸与すること。また、それに伴う通信料等は受託者が負担すること。

#### 17 業務日誌及び業務報告

- (1) 現場代理人は、当該日の業務が終了した後、業務日誌を作成し、翌作業日に本市係員に提出し、そのまとめとして、全ての業務の完了後に業務報告を提出すること。
- (2) 業務日誌には、その日の作業時間、業務内容、作業従事者の数、稼働した重機の数、その他必要と認められる事項を記載すること。
- (3) 業務報告には、業務日誌では確認しがたい当該業務の確認の証となる写真を添付すること。

#### 18 その他

- (1) 事業地内は駐車不可であるが、本市係員が指定する近隣駐車場1台分を使用できるものとする。その他に受託者の業務で駐車場が必要となる場合は、各自の責任と負担において準備し、確保するものとし、路上駐車や近隣商業施設への無断駐車等を行わないよう徹底すること。
- (2) 現場代理人は現地集合とし、それに係る移動手段は問わないが、交通費等は支払いの対象としない。
- (3) 受託者は、本業務について、本仕様書または契約書に明示されていない事項についても、業務の性格上当然必要なものは、受託者の負担で施工するものとする。
- (4) その他全般について、本市係員との十分な協議結果に基づき、業務を遂行すること。

## 重機掘削等業務仕様詳細

### 1-1) 詳細内訳 掘削等業務

名称	規格	単位	数量	摘要
掘削等	掘削・集積 バックホウ クローラ型 山積み0.45m <sup>3</sup> (平積み0.35m <sup>3</sup> ) 排出ガス対策型 / 252m <sup>3</sup> : 表土・無遺物層252m <sup>3</sup> (240m <sup>2</sup> ×1.05m) (参考数値)を2回に分けて掘削	h	25	
	集積 バックホウ クローラ型 山積み0.45m <sup>3</sup> (平積み0.35m <sup>3</sup> ) 排出ガス対策型 / 98m <sup>3</sup> : 人力掘削土98m <sup>3</sup> (参考数値)、延べ5日×6h	h	30	

### 1-2) 詳細内訳 建設機械等運搬業務

名称	規格	単位	数量	摘要
重機運搬	バックホウ クローラ型(15t~22t) (片道) 20t積み 20km迄	回	2	

## 現場安全管理等業務仕様詳細

### 2-1) 詳細内訳 調査区内雨水・湧水処理

名称	規格	単位	数量	摘要
排水設備設置	設備1式 使用期間：令和7年5月7日～5月23日（延べ17日間）（予定） 【参考】設置作業：令和7年4月21日～5月6日、撤去作業：令和7年5月24日～5月30日 設備内訳(参考数量) 発電機 1台 工事用水中ポンプ 口径50mm、揚程10m、0.75kw以上 1台 サニーマホース 50m 防水コードリール 30m防水加工・漏電遮断機能付き 1台 雨水処理費含む	式	1	

### 2-2) 詳細内訳 調査区内転落防止措置

名称	規格	単位	数量	摘要
転落防止設備設置	設備1式 使用期間：令和7年5月7日～5月23日（延べ17日間）（予定） 設備内訳(参考数量) カラーコーン 700mmH、1 kg 21個 コーンバー 34mm径×2000mm 20本	式	1	

### 2-3) 詳細内訳 調査器材準備・管理

名称	規格	単位	数量	摘要
調査器材準備	設備1式 使用期間：令和7年5月7日～5月23日（延べ17日間）（予定） 器材内訳(参考数量) スコップ 10本 ジョレン 10本 移植ゴテ 10本 手グワ 10本 み 20個 むしろ 50枚 土嚢袋 400枚 根切鋏 5本 竹べら 10本 炬ぼうき 5本 噴霧器 3台 脚立 2台 ブルーシート 20枚 一輪車(浅型) 10台 連絡用器材(携帯電話) 1台 電気ポット(2.5ℓ) 3個 手洗い水用ポリタンク(20ℓ) 3個(水運搬含む) 救急箱 1個 AED 1台 担架 1台	式	1	

### 2-4) 詳細内訳 運搬

名称	規格	単位	数量	摘要
設備運搬	往復	式	1	

## 現場維持管理等業務仕様詳細

### 3-1) 詳細内訳 器材庫設置・撤去

名称	規格	単位	数量	摘要
本体リース工事	30型シャッターハウス 使用期間：令和7年5月7日～5月23日（延べ17日間）（予定） 【参考】設置作業：令和7年4月21日～5月6日、撤去作業：令和7年5月24日～5月30日	式	1	

### 3-2) 詳細内訳 運搬

名称	規格	単位	数量	摘要
器材庫運搬	往復	式	1	

## 共通業務仕様詳細

### 4-1) 詳細内訳 維持管理業務

名称	規格	単位	数量	摘要
維持・修理	令和7年5月7日～5月23日（延べ17日間）（予定）	式	1	
点検・管理	令和7年5月7日～5月23日（延べ17日間）（予定）			

### 4-2) 詳細内訳 安全管理業務

名称	規格	単位	数量	摘要
交通誘導警備員	延べ6日×1人 重機・物品運搬時	人	6	

## 札幌市埋蔵文化財掘削等業務共通仕様書

札幌市市民文化局文化部文化財課埋蔵文化財係（埋蔵文化財センター）が実施する埋蔵文化財掘削等業務に関しては、本仕様書によるものとする。ただし、特記仕様書および契約書に定められた事項は、本仕様書に優先するものとする。本仕様書のほか、札幌市建設局「札幌市土木工事仕様書」を参考とし、工程管理を行うものとする。

なお、本業務は、埋蔵文化財の調査であり、文化財保護法の趣旨を理解し、慎重に進めなければならない。

### 用語の意味

掘削等：バックホウによる掘削をはじめブルドーザによる押土・盛土、ダンプトラック等による運搬、捨土、人手掘削までのすべてを総称する。

係員：現場に常駐する調査業務を担当する文化財調査員をいう。

従事者：受託者により配置された現場代理人及び掘削作業員等をいう。

指示・承諾：指示とは係員が受託者にたいして掘削調査区・掘削方法・期間等を示し業務を実施させることをいい、承諾とは受託者が係員に報告し、係員が事前に了解することをいう。重要な事項は文書によるが、軽微な事項は口頭による。

発掘調査等：重機・人手による埋蔵文化財の考古学的調査で、本発掘調査、確認調査並びに試掘調査等をいう。

遺構・遺物：遺構とは、過去の人々の住居跡・墓跡・焼き火跡等の生活の痕跡をいい、遺物とは、過去の人々の使用した土器・石器・骨角器・木製品・鉄製品や動植物の骨・種子等をいう。

遺物包含層：土器・石器等が発見される層をいう。

調査区：掘削等を行う地区全体を指す場合と10×10m等に分割した区画をいう場合とがある。

表土等：アスファルト・コンクリート舗装、碎石、盛土、攪乱層および遺構・遺物を含まない二次堆積層などを総称していう。

攪乱：近代・現代の人々による掘削等の行為の跡で面的に広がりのある場合を攪乱層といい、掘込んで穴になっている場合を攪乱坑という。

二次堆積層：遺跡が形成された後に洪水等により堆積した層をいう。

### 業務仕様

#### 1 安全管理

- (1) 掘削・埋戻等の作業中は騒音・振動・塵埃等の発生の防止に努め、第三者からの苦情がでないように注意し、苦情があった場合は誠意をもって解決しなければならない。
- (2) 重機・資材・残土・埋め戻し土の搬入出等の車両が、一般道路から出入りする場合には、交通安全対策・道路清掃に十分注意するとともに、交通誘導警備員を配置しなければならない。また、必要と認められる箇所には、標示板およびバリケード等の保安施設を設置し、第三者の注意を促すとともに、協

力を求めなければならない。

- (3) 業務中の事故を未然に防止するように万全の措置を講じ、万一業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷を生じたとき、または第三者に損害を与えた事故が発生した場合には、応急の処置等所要の措置を講じるとともに、遅滞なくその状況を係員に報告し、一切の損害を賠償しなければならない。

## 2 掘削業務

- (1) 重機のオペレーターは、埋蔵文化財の調査の経験がある者か、熟練者としなければならない。
- (2) 掘削等に使用する建設機械の選定にあたっては、自然環境への負荷や現場周辺の生活環境に配慮しなければならない。
- (3) 掘削等に使用する機種は、掘削にはバケットに平爪を装着したバックホウを使用し、重機及び人手掘削残土の集積、搬出にはブルドーザ、ダンプトラック等を使用することとし、使用機種等は、係員の承諾を得なければならない。
- (4) 表土等の掘削にあたっては、埋蔵文化財の調査であることを十分に認識し、遺構を破壊し、かつ遺物が排土とともに排出されることのないよう万全の注意を払い、常に係員に確認をとりながら実施しなければならない。
- (5) バックホウ等の重機は、在来地盤を後退しながら掘削し、一旦掘削した地区には係員の指示なく重機を進入させてはならない。
- (6) 遺物包含層までの表土等の深さが30cm以上ある場合は、通常の土木工事の仕様により掘削し、30cm未満の場合は、係員の指示のもとに慎重に掘削しなければならない。
- (7) バックホウのバケットより大きな攪乱坑は、係員と協議の上、調査深度まで除去する。その場合、攪乱坑の周囲の遺構・遺物に影響を与えないよう慎重に掘削しなければならない。
- (8) 構築物の基礎等が残存している場合には、バックホウのバケットで解体できるもので調査予定深度より浅い場合は、遺構・遺物に影響を与えないように慎重に解体・撤去し、調査予定深度より深い場合は、係員と協議の上処置しなければならない。
- (9) 遺物が発見された場合は、発見の位置、標高の記録、出土状態の実測、写真撮影等調査手順に従って作業を進めるため、みだりに掘り出してはならない。万一、元の位置から移動した遺物が生じた場合には、係員に報告し、所定の手順により処理する。
- (10) 遺構と思われる土層の変化を認めた場合は、一カ所を深く掘り込まずに平面の広がりを確認しなければならない。
- (11) 遺物包含層・遺構の発見される層は、人手による掘削を原則とし、重機で掘削してはならない。重機による掘削の必要が生じた場合には、係員の指示のもとに慎重に掘削し、遺構・遺物を発見した場合または土質や色調の変化が認められた場合には、直ちに掘削を中止しなければならない。
- (12) 重機掘削による残土は、場内または場外の指定の場所に集積または捨土し、飛散・流出等のないように措置しなければならない。
- (13) 場内に一時的に仮置きをした人手掘削による残土は、係員の指示により作業

の支障とならないように、場内または場外の指定の場所に集積または捨土しなければならない。なお、人手掘削と平行して作業を行う場合は、安全対策を実施すること。

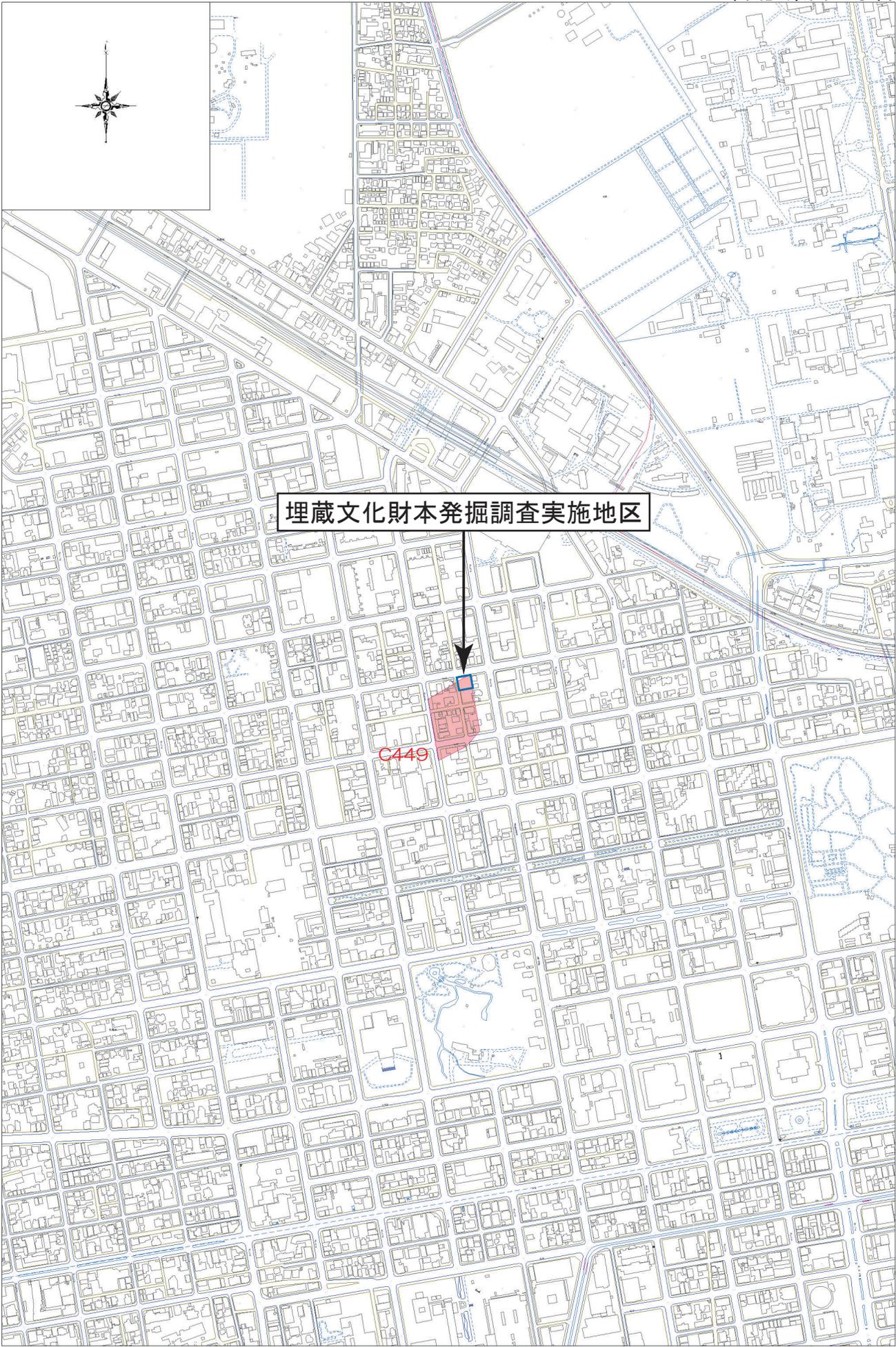
- (14) 埋戻しの期間は、係員と協議の上決定し、仮置き掘削残土または別に指定する土砂等を使用し埋め戻しを行う。また、埋め戻し後の土砂の流出・陥没などが生じないようにしなければならない。

### 3 法令の遵守

- (1) 掘削等にあたっては、「土木安全施工技術指針」を参考にし業務の安全に留意して現場管理を行い災害の防止に努めるとともに、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」を参考として業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止しなければならない。
- (2) 市街地における業務にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠し、災害の防止に努めなければならない。
- (3) 道路占有許可等業務に必要な関係官公署への諸手続は、迅速に処理しなければならない。なお、関係官公署・付近住民等に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、すみやかにその旨を係員に申し出て協議しなければならない。
- (4) 本仕様書にかかわらず、「建設業法」、「労働基準法」、「職業安定法」、「労働安全衛生法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「労働災害保健法」、「公害対策基本法」、「道路交通法」等の関係諸法令を遵守し、業務の円滑な推進を図らなければならない。
- (5) 諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

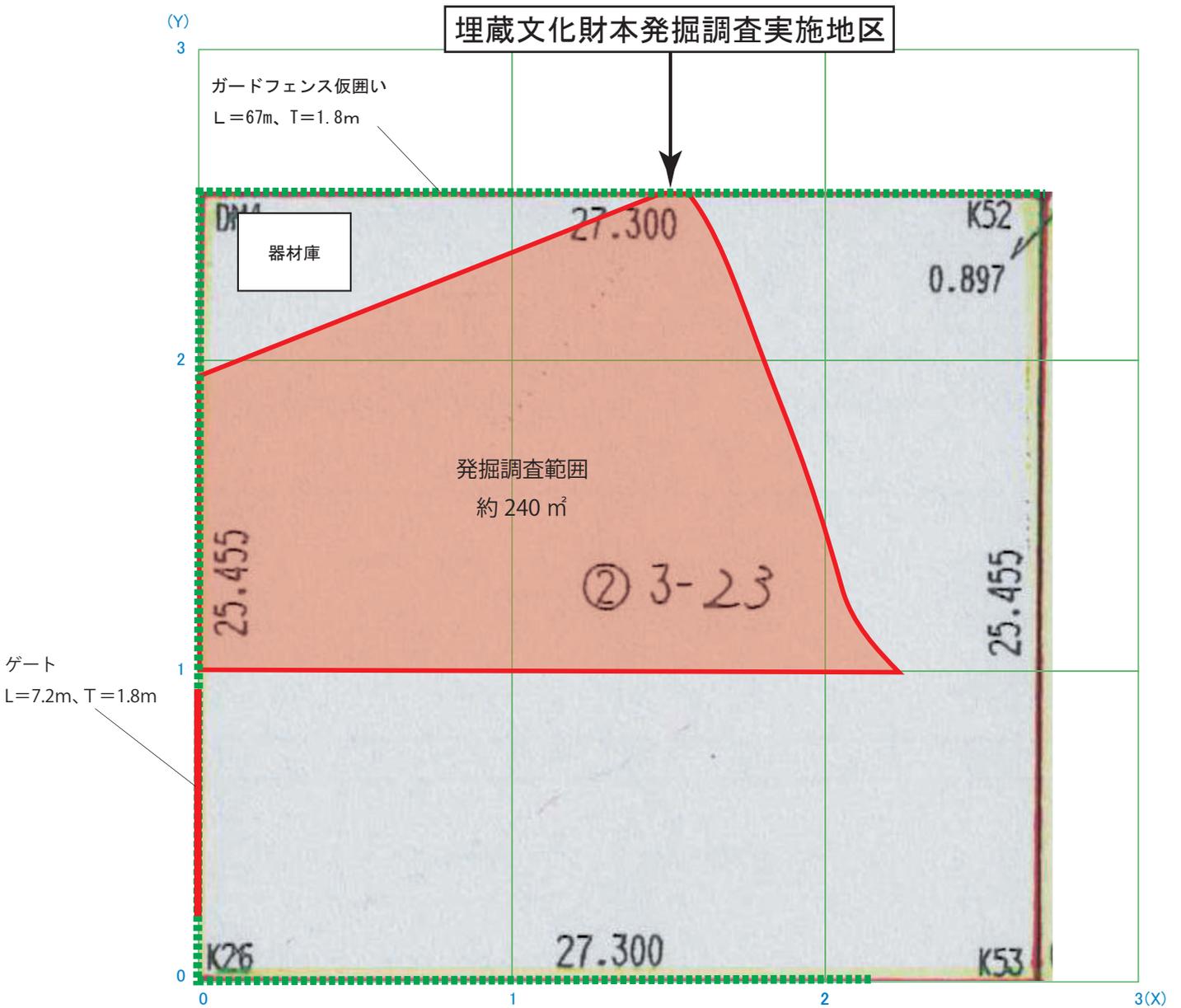
### 4 その他

- (1) 気象状況、その他の理由で業務を中止する場合は、係員から現場代理人に連絡するものとする。
- (2) 業務の都合上、指示書及び仕様書で示した期間・時間以外に業務を行う場合には、あらかじめ係員の承諾を得なければならない。
- (3) 係員と連絡打ち合わせを密にし、業務を実施すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、文化財課と協議すること。



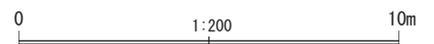
埋蔵文化財本発掘調査実施地区

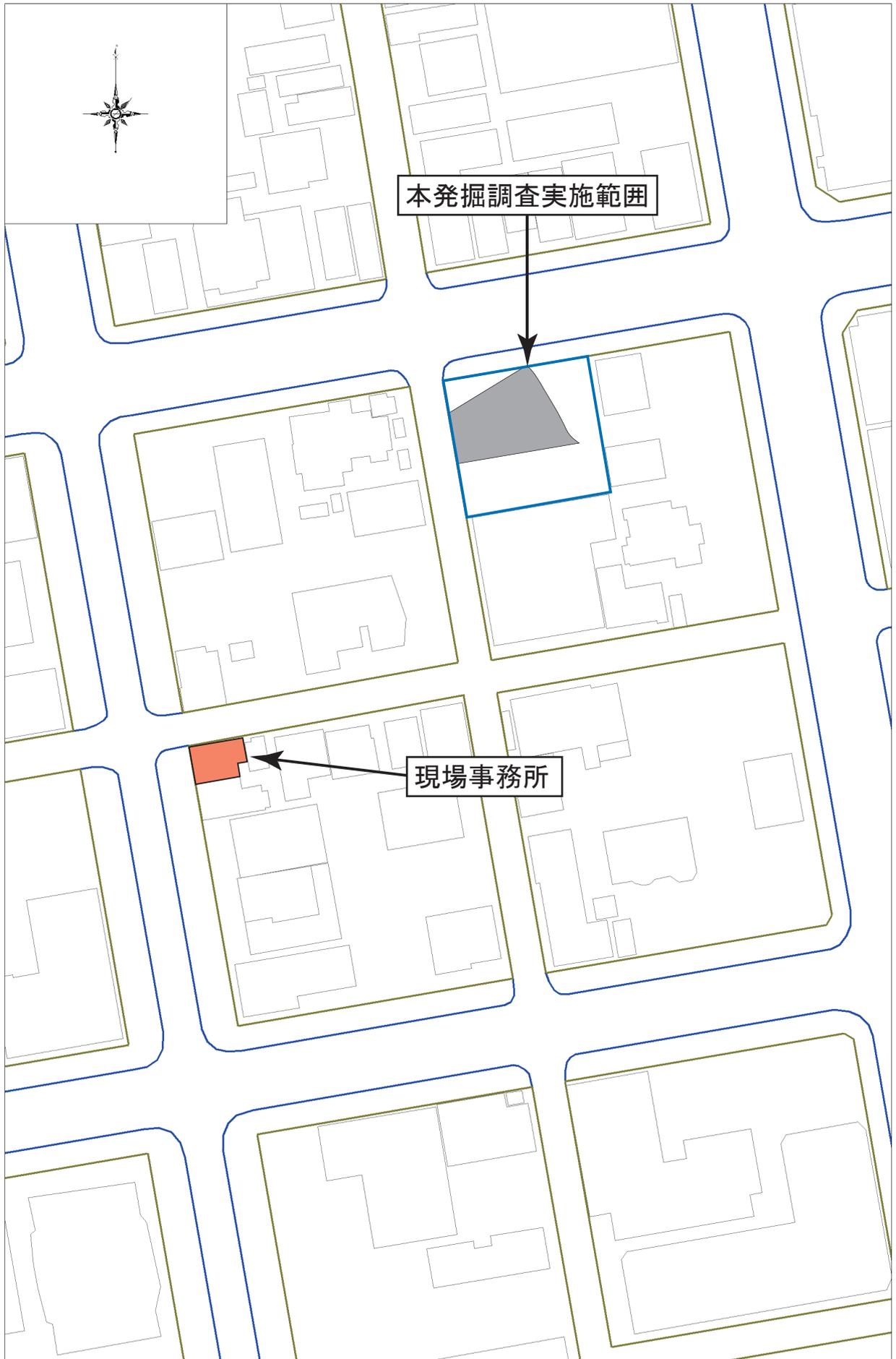
C449



S=1/200

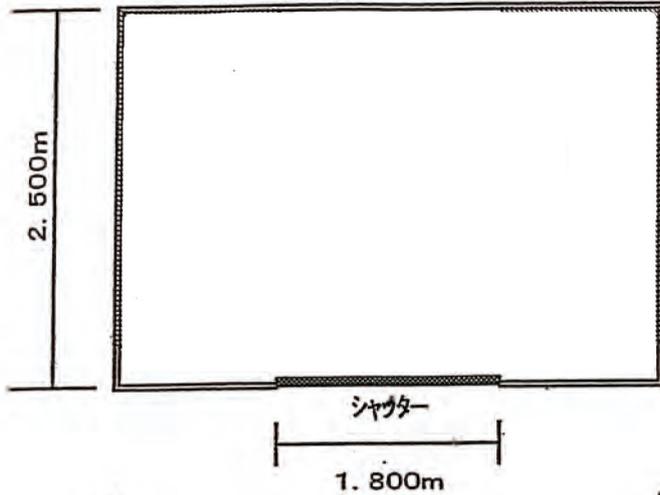
詳細図



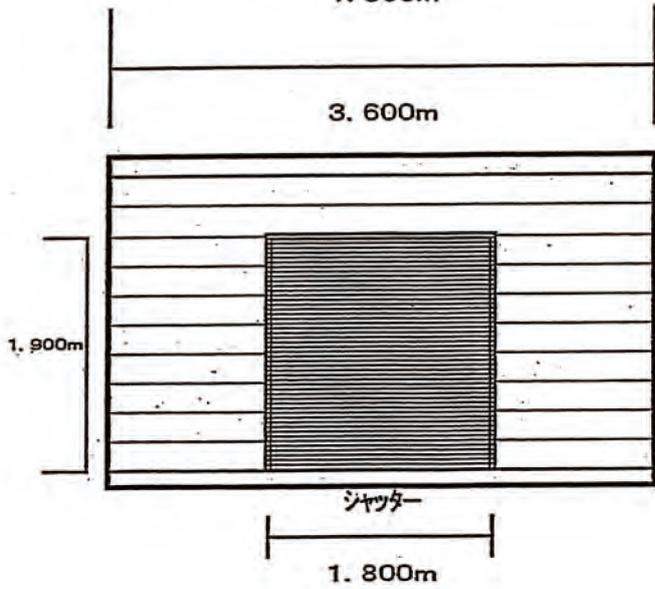


位置図

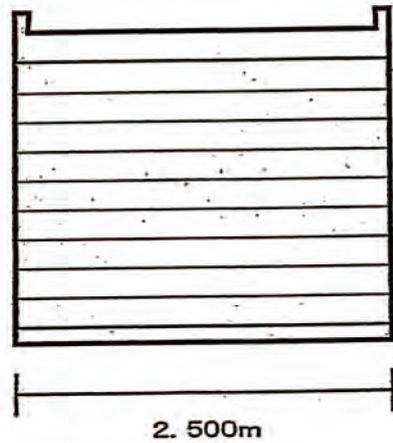
# 30型シャッターハウス (参考図)



平面図



立面図  
(正面)



立面図  
(側面)